別添

平成２１年２月１３日現在

熱容量面等から連系制約が生じる可能性が高い系統

○ 特別高圧系統への風力発電設備の連系（連系規模 2,000kW 以上）に関するこれまでの検討結果により，現時点において，熱容量面等から連系制約が生じる可能性が高い系統は以下のとおりです。網がけの区域内および近傍に連系する場合には制約が生じる可能性が高くなります。なお，各区域で制約が生じる可能性が高い具体的な送電線・発変電所名について，制約の種別毎に記載しております。

◆ 熱容量面から連系不可

・事業者負担での系統増強工事により連系が可能となる場合があります。

１．青森県
（１）八甲田山・黒石地区 …図中③
ａ．66kV 送電線
十和田西線，蔦線
ｂ．33kV 送電線
十和田北線
ｃ．発変電所
十和田(発)，蔦(発)，十和田湖(配)，

２．岩手県
（１）安代・松尾・玉山地区 …図中④
ａ．66kV 送電線
松川地熱線，柏台線，沼宮内線
渋民線，岩洞線
ｂ．33kV 送電線
松尾線，前森線，竜ヶ森線，安代線
ｃ．変電所
柏台(変)，好摩(変)，渋民(変)，
安代(配)，竜ヶ森(配)
（２）釜石地区 …図中⑤
ａ．33kV 送電線
栗橋線，鷲の滝線
ｂ．発変電所
大槌(変)33kV 系，栗橋(発)，橋野(発)，
鷲の滝(発)
（３）遠野地区 …図中⑥
ａ．33kV 送電線
附馬牛線
ｂ．発変電所
遠野(変)33kV 系，附馬牛(発)

３．秋田県
（１）鹿角地区 …図中⑦
ａ．66kV 送電線
鹿角線，花輪線，澄川線
ｂ．33kV 送電線
十和田線，柴平線，湯瀬線
ｃ．変電所
澄川地熱(発)，湯瀬(発)，花輪(変)，
毛馬内(変)
（２）能代地区 …図中⑧
ａ．33kV 送電線
特高お客さま線

４．新潟県（一部 山形県）
（１）村上地区 …図中⑩
ａ．66kV 送電線
三面線，村上線，神林線
ｂ．33kV 送電線
山海線，勝木線
ｃ．変電所
勝木(変)，村上(変)，神林(変)

□連系制約が緩和された送電線・発変電所
（熱容量面から連系不可 ⇒ 連系制約が生じる可能性が高い系統から除外）

１．青森県
(１)十三湖・東津軽地区 …図中②
ａ．66kV 送電線
青函トンネル線，十三湖線
ｂ．33kV 送電線
脇元線，とさ線
ｃ．変電所
今別(変)，瀬辺地(変)
十三湖(変)，脇元(配)

◆ 保護面からの連系制約

・送電線保護方式による制約から，連系する電気所を増やすことはできません。

１．青森県
（１）下北地区…図中①
ａ．154kV 送電線：下北Ａ線

□連系制約が緩和された送電線
（保護面からの連系制約 ⇒ 連系制約が生じる可能性が高い系統から除外）

１．青森県
(１)下北地区 …図中①
ａ．154kV 送電線：下北Ｂ線

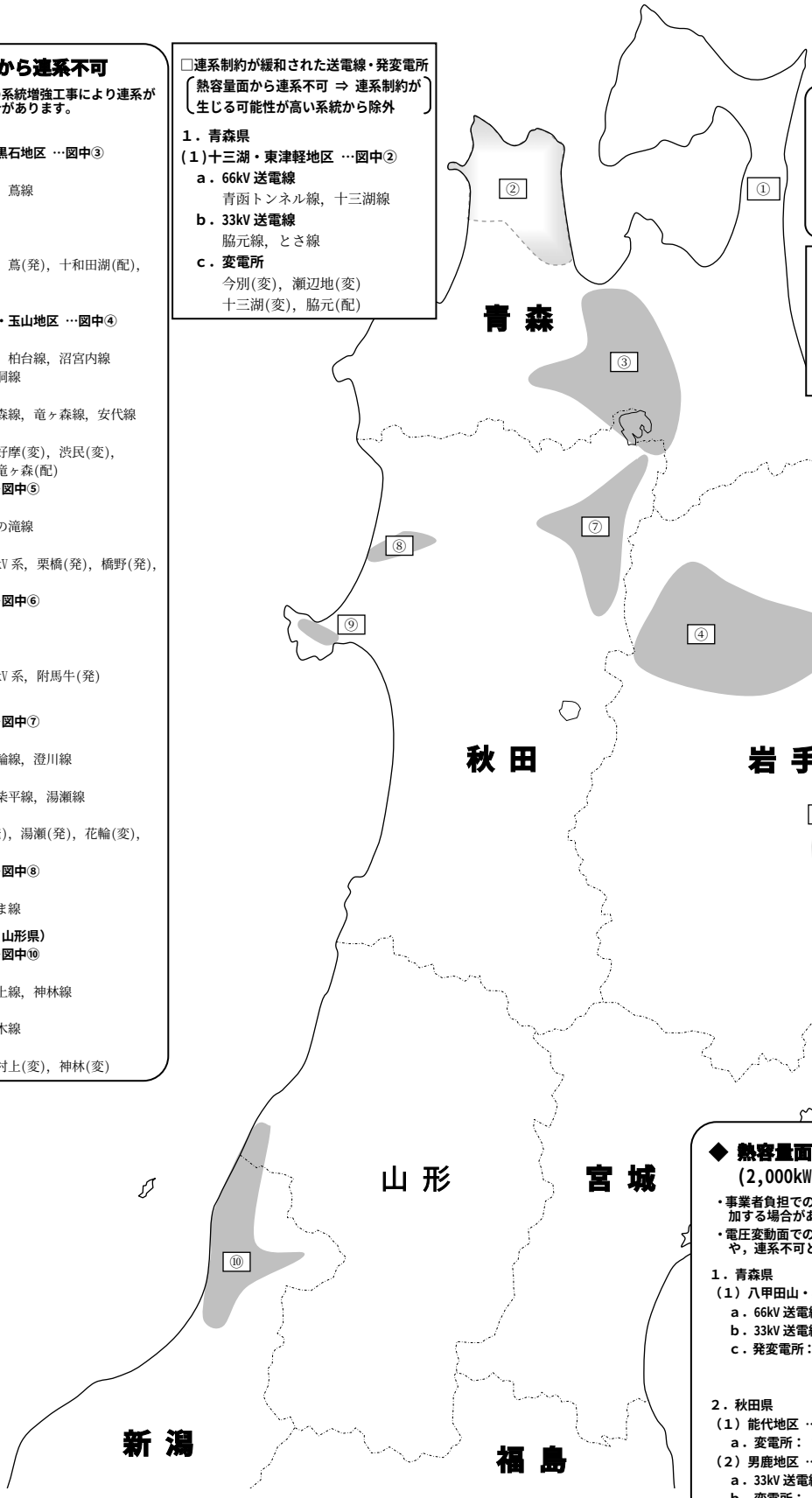

◆ 熱容量面からの連系制約
(2,000kW 以上 10,000kW 未満)

・事業者負担での系統増強工事により，連系可能容量が増加する場合があります。
・電圧変動面での制約により，連系可能量が減少する場合や，連系不可となる場合があります。

１．青森県
（１）八甲田山・黒石地区 …図中③
ａ．66kV 送電線： 八甲田線
ｂ．33kV 送電線： 浅瀬石川線，一の渡線，黒森線
ｃ．発変電所： 浅瀬石川(発)，一の渡(発)，矢別(発)，
嘉瀬子内(発)，上松沢(発)，田代（変）

２．秋田県
（１）能代地区 …図中⑧
ａ．変電所： 能代東(変)33kV 系
（２）男鹿地区 …図中⑨
ａ．33kV 送電線： 男鹿線
ｂ．変電所： 男鹿(配)

（注）発変電所名称は当社設備のみを記載しており．また，各送電線からの分岐線（支線）の名称は省略しております。